

会 議 録

| | |
|----------------|---|
| 会議の名称 | 令和4年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会 |
| 日 時 | 令和5年1月17日（火） 午後1時15分から |
| 会 場 | 東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室 |
| 出席者 | 運営協議会委員15名（欠席2名） 保険年金課長 事務局3名 合計19名 |
| 公開 等 非公開 | 会議録等の全部 有・ <input type="radio"/> 無 秘密会の議決 非公開議決 一部 |
| 傍聴人 | 有・ <input type="radio"/> 無 |
| 配布資料 | 別紙のとおり |
| 会議次第 | 日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び 出産育児一時金の支給額の引上げについて (諮問) 日程第2 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会 計補正予算(第2号)について(報告) 日程第3 その他 |
| 会議の記録 | 別紙会議録のとおり |
| 備考 | |

| | |
|------|--|
| 尾崎会長 | <p>それでは、審議に入りたいと思います。事務局から本日の出席状況について、お願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員15名でございます。東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p> |
| 尾崎会長 | <p>ありがとうございました。次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元の資料に基づきまして、進めさせていただきます。</p> <p>初めに、「日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて(諮問)」についてでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から諮問書の読み上げのみを行うこととして、諮問書につきましては、写しを皆様の机の上に置かせていただいておりますのでご確認願います。それでは、よろしくお願いいたします。</p> |
| 尾崎市長 | <p>東大和市国民健康保険運営協議会会長、尾崎義美様。東大和市国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて(諮問)。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会に別紙の事項について諮問をいたします。以上です。よろしくお願い致します。</p> |
| 尾崎会長 | <p>ありがとうございました。それでは、諮問をいただきました市長から、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお</p> |

| | |
|------|--|
| 尾崎市長 | <p>願います。</p> <p>改めまして皆様、こんにちは。尾崎でございます。本日はご多忙の中、東大和市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平成30年度から取組を始めております国民健康保険の財政健全化計画も、いよいよ令和5年度が最終年度となります。今まで計画遂行にご尽力いただきました委員の皆様におかれましては、改めて厚く御礼を申し上げます。さて、国民健康保険の財政健全化計画は令和5年度が最後ということになります。国民健康保険は、よく言われているように、国民の皆保険の下支えをするものでありますが、制度そのものが成り立たないような状況になりつつあるのではと、私自身思っているところでもあります。これからも、値上げや色々なことで、対応していかなければならないという部分があるかと思えます。1点だけ、いつも私が思っていることを皆様にお話ししたいと思えます。私ども東大和市、東京の各市全てだと思えますが、赤字補填ということで、一般財源、要するに税金を億単位で投入しているわけです。東大和市は、おかげさまでだいぶ少なくなってきましたけれども、まだゼロではないという状況であります。そして、社会保険に加入している皆様は、当然、ご自分自身の保険料、後期高齢者医療、そして国保加入の前期高齢者対応ということで、負担金をいただいているわけであります。そして、東大和市を始めとする各市は、税金からも足りない部分を投入しております。問題は、社会保険に入っている方々も税金を納めていることで、その税金から、知らない間に国保にお金を入れているということ自体が、私自身は、どうなのかといつも思いながら対応しているわ</p> |
|------|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>尾崎会長</p> | <p>けです。ほとんどの方は税金が、まさか国保の赤字補填に使われているとは思っていないのではないかと思いますので、やはり、制度を是正していかなければいけないのだろうと思います。また、今は国民健康保険に加入している方が、社会保険に移っていくという形で、東大和市も所得のある方が社会保険に引き抜かれていると私は思っているわけです。そうすると、国民健康保険はますます厳しい状況になってくるのだと思っております。そのような意味では、制度をどのようにこれから持続、発展させていくのか根本的な考え方を持っておかないといつまで経っても同じことの繰り返しではないかと思っております。私自身東京都に対しまして、国民健康保険の財政健全化をしっかりと行っているところにしっかりと応援していただきたいということで、都の福祉保健局には何かある度に言っているわけですが、皆平等だということで行っていかないということです。そのことを繰り返すことによって、赤字補填はいつまで経っても変わらないと思います。そのような意味では、社会保険に入っている方々には、大変心苦しいところではありますが、東大和市としては出来る限り、納めた税金は、本来の姿での使い方をしていきたいと、思っております。是非、それらのご理解も合わせてお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>市長、どうもありがとうございました。市長は公務がありますので、退席されます。ありがとうございました。</p> <p>それでは着座のまま、失礼させていただきます。この諮問内容につきまして、課長から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> |
|-------------|---|

岩野課長

それでは、私から、諮問内容についてご説明申し上げます。失礼ながら、着座のまま進めさせていただきます。それではお手元に、諮問書の写しをご用意ください。今般、諮問させていただく内容につきましては、表題のとおり2点ございます。1点目は、東大和市国民健康保険税の税率等の改定について、2点目は、出産育児一時金の支給額の引上げについて、であります。諮問書の表紙をおめくりください。1点目の東大和市国民健康保険税の税率等の改定についてであります。1の諮問理由につきましては、国保財政健全化計画による保険税率の改定であることを理由とさせていただいているものでございますことから、お手元の諮問書の写しにて、後ほどご確認いただきたいと存じます。2の諮問事項につきましては、諮問の内容となります保険税率の改定の具体的な数値となりますので、お時間をいただきまして、読み上げさせていただきます。

2、諮問事項（1）税率等について、アの基礎課税額の税率等につきましては、所得割100分の7.07を、100分の7.42に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について、35,400円を37,200円に改めるものでございます。イの後期高齢者支援金等課税額の税率等につきましては、所得割100分の2.35を100分の2.52に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について、11,500円を12,300円に改めるものでございます。ウの介護納付金課税額の税率等につきましては、所得割100分の2.30を100分の2.45に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人について13,600円を14,10

0円に改めるものでございます。エの令和5年度税制改正大綱に伴う対応といたしましては、令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和5年度より以下のとおり改正される予定でございます。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額につきまして、20万円を22万円に改める。1枚おめくりいただきまして、均等割5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者等の数に乗すべき金額について、28.5万円を29万円に改める。均等割2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗する金額について、52万円を53.5万円に改める。この「令和5年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づき関連法令が改正された際は、市において同様の改正を行いまして、以下のとおり改定いたします。後期高齢者支援金等課税額所得割100分の2.52を100分の2.50に改めます。後期高齢者支援金等課税限度額20万円を22万円に改めます。(2)の改定時期につきましては、令和5年4月1日から改定するものでございます。この国民健康保険税の税率等の改定につきましては、後ほど配布の資料を基に、詳細にご説明申し上げます。

2点目の出産育児一時金の支給額の引上げについてでございます。1の諮問理由といたしましては、国により出産育児一時金が現行の42万円から50万円に、令和5年度より引き上げる関連法令の改正が進められております。当市におきましても、このことに伴います国民健康保険条例の一部改正が必要となりますことから、次のとおり改定するものでございます。

2の諮問事項をご覧ください。(1)といたしまして、出産

育児一時金の支給額につきまして、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げるものでございます。(2)の改定時期としましては、令和5年4月1日から改定するものでございます。諮問の内容といたしましては、以上でございます。

続きまして、国民健康保険税の税率等の改定につきまして、資料を基にご説明申し上げます。お手元に資料をご用意ください。引き続きまして、令和5年度国民健康保険税の税率等の改定案につきまして、ご説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

1の、市が東京都に納めます、令和5年度国民健康保険事業費納付金につきましては、26億8,693万9,517円と算定されました。令和4年度の納付金は、令和3年度納付金から約1億2,000万円の大幅な増額となりました、約25億9,000万円でございますが、そこからさらに約9,700万円の増額となりました。一方で、国民健康保険の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療に移行していること、また、令和4年10月以降の社会保険の適用拡大の影響で、被用者保険へ移行する方が増えていることを反映し、著しく減少してございます。令和3年度には、年度平均で約1万8,100人いらっしゃいました被保険者数が、令和5年度には1万7,000人を下回る見込みでございます。大幅な増額となりました納付金を減少の続く被保険者で担う、非常に厳しい状況であると言えます。

2の、東京都から提示されました東大和市の標準保険料率につきましては、下表のうち、令和5年度標準保険料率の欄のとおり示されました。標準保険料率とは、東京都が算定した納付

金に対して、本来必要とされます保険税率を市区町村ごとに東京都が算出したものでございます。この標準保険料率を参考にして、各市町村において保険税率を決定いたします。表の最下欄にて、現在の東大和市の保険税率等と比較してございます。

続きまして3の、財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方でございます。市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を保険税急増の激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合わせて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を平成30年3月に策定いたしました。この計画に基づきまして、国民健康保険税の税率等につきましては、各年度の赤字補填の繰入額のうち、特例基金が設けられております残期間で除した額分を解消する改定を行ってまいりました。その結果、改定率といたしまして、平成30年度に6.25%、平成31年度に6.08%、令和2年度に5.45%、令和3年度に5.18%、令和4年度に5.52%の増改定を行っております。

続きまして4の、令和5年度の国民健康保険税の改定率でございまして、1でご説明いたしましたとおり、令和5年度における納付金額は約26億8,694万円でございます。令和5年度は財政健全化計画の最終年度となりますが、令和5年度に解消すべき赤字補填繰入額は約3億6,360万円となります。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。この赤字補填繰入額を保険税率の見直しによって全て賄う場合、保険税率の改定は一人当たり20.01%の増改定と非常に厳しい改定率となります。

そこで、令和5年度におきましても国民健康保険事業運営基金を積極的に活用した対策を講じることで、令和5年度の一人当たり国民健康保険税改定率は令和4年度と同率の5.52%の増改定といたしまして、改定幅を大幅に抑制いたします。また、今回の改定にかかる積算資料を6ページ以降に記載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

5の基金の活用をご覧ください。令和4年度末基金残高は、現状では約4億6,800万円でございます。今後、この基金を財源といたしまして、東京都への返還金等を予定してございますので、最終的には、約4億2,000万円を見込んでございます。この約4億2,000万円のうち、活用予定総額といたしましては、約2億7,730万円を予定してございます。

活用する内訳の詳細につきましてご説明いたします。

(1)といたしまして、東京都国民健康保険事業費納付金の増加に対する補填であります。令和5年度の納付金は、近年の医療給付費及び後期高齢者医療に対する支援金の増加による影響が反映されているものと考えられます。先ほどご説明いたしましたとおり、令和5年度は団塊の世代の方の後期高齢者医療への移行や社会保険の適用拡大によりまして、被保険者数の更なる減少が見込まれております。昨今の物価高騰の影響もあるなか、納付金の増加により被保険者の負担増を抑制いたしまして、一人当たり改定率を令和4年度と同率となる程度の補填を基金で行います。活用予定額は約2億6,330万円でございます。

(2)といたしまして、収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の保険税の減免でございます。新型コロナウイルス

感染症の影響によりまして、令和5年の収入の減少が見込まれる世帯等が一定の条件に該当した場合、保険税を減免いたします。詳細につきましては、令和4年度に実施しております国からの財政支援による減免措置を参考といたしまして、今年度も行っております市独自の減免措置を含め、今後、具体的な基準を定めます。活用予定額は1,000万円でございます。

(3)といたしまして、市独自多子世帯負担軽減施策の継続でございます。市が独自で実施しております多子世帯の負担軽減施策、第3子以降について18歳を迎える年度まで被保険者均等割を無料化するものであります。この市独自の多子世帯に対する負担軽減施策につきましては、引き続き基金を財源といたしまして継続実施いたします。活用予定額は400万円でございます。

3ページをご覧ください。続きまして、6の生活困窮者に対する負担軽減施策の実施でございます。こちらは、様々な理由によりまして生活困窮に陥った世帯を対象に、保険税の減免や医療機関窓口でお支払いする一部負担金の徴収猶予または減免を行う施策につきましては、既存の制度を見直し、物価高騰の影響下におきまして、対象の拡大を図るものでございます。

(1)といたしまして、保険税の減免であります。現行では、実収月額が生活保護基準額の1.05に相当する額の世帯を対象として、保険税減免を実施しておりますが、対象を実収月額が生活保護基準額の1.21に相当する額の世帯に拡大いたしまして、著しく生活が困窮する世帯につきまして、保険税を減免いたします。

(2)といたしまして、医療機関窓口で支払う一部負担金の

徴収猶予・減免でございます。保険税の減免と同様に現行では、実収月額が生活保護基準額の1.05に相当する額の世帯を対象としておりますが、生活保護基準額の1.21に相当する額の世帯に拡大します。該当する世帯の窓口一部負担金につきましては市が立替え、当該世帯への徴収を猶予、または、著しく生活が困窮する世帯につきましては減免を行います。

続きまして、7の被保険者均等割における配慮でございます。低所得者層への配慮といたしまして、市では、継続的に応益割を抑制いたしまして、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにしているところでございます。令和5年度もこの方針を踏襲し、東京都基準として応能割が57%、応益割が43%となるところを、市では、応能割62.6%、応益割を37.4%といたします。

なお、被保険者均等割につきましては、所得が一定基準以下の世帯を対象とした軽減制度がございまして、均等割を7割、5割、2割と軽減するものでございます。この対象となる軽減判定所得につきましては、法令改正により、令和5年度に5割軽減、2割軽減が見直され、対象世帯が拡大される予定でございます。具体的には、下の軽減判定所得の基準見直し（予定）に記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして4ページをご覧ください。8の課税限度額の引き上げでございます。市といたしましては、これまでも法定課税限度額に合わせた改定をしておりますことから、令和5年度の税制改正の大綱に基づく関連法令の改定に合わせまして、課税限度額を法定の104万円といたします。

このことによりまして、高額所得者層からの保険税収が増加いたしますので、その分の保険税率が抑制され、主に中間所得者層の保険税負担が軽減されることとなります。

9の国民健康保険税増加の抑制に向けた取組でございます。

(1)といたしまして、保健事業等の継続的な取組によります医療費の適正化であります。初めに、継続的な健康診断の受診等によります生活習慣病等の早期発見・早期受診の大切さを訴求いたしまして、適正な医療受診を啓発してまいります。次に、糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業等の保健事業、これらはレセプトデータを活用いたしまして、展開している事業でございますが、将来的な医療費の適正化に資するものとして引き続き、積極的に取組んでまいります。最後にジェネリック医薬品利用差額通知事業、東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業、お薬カレンダー、残薬バッグの活用につきましても、継続してまいります。

(2)といたしまして、交付金の活用等でございます。初めに、保険者努力支援制度で得られる交付金を保険税増加の抑制に活用いたします。こちらは令和5年度の当初予算で、約3,471万円を予算計上してございます。

次に、収納率向上に向けた各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金等を保険税急増の抑制等に活用します。同じく令和5年度当初予算といたしまして、約6,566万円を計上してございます。

最後に、保険税率改定の積算に使用する収納率につきましては、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値、今回は

令和3年度の収納率96.7%となりますが、この収納率を用いることで、保険税増加を抑制いたします。

続きまして、10の東京都への要望でございます。国民健康保険財政の責任主体でございます東京都に対しましては、本市のように赤字補填繰入の解消を積極的に推進する市町村への東京都独自の財政支援や国への財政支援等につきまして、東京都市長会や東京都市国民健康保険協議会、こちらは多摩26市の国民健康保険主管課長で構成されております団体でございますが、これらの団体を通じまして繰り返し要望を行っております。また、市単独でも東京都に対しまして、市長から直接都知事に、また、担当課長会におきましても同様の要望を行っております。今後も継続してまいります。

5ページをご覧ください。11の今後のスケジュール(予定)でございますが、1月31日の運営協議会にて答申案をご審議いただく予定となっております。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。このたび説明いたしました内容に基づきます、国民健康保険税率等の改定の概要を一覧にまとめてございます。次ページ以降は縦長のA3版を横にして折り込んだものです。国民健康保険税の税率等の改定案と現行との比較をモデルケースの世帯別、総所得階層別にお示ししたものを参考として添付いたしましたので、合わせて後程ご確認いただければと存じます。

資料の説明につきましては、以上となります。ただいまご説明申し上げました改定案につきましては、この資料とは別のA4、1枚にまとめました概要版も配布させていただいてござい

| | |
|------|--|
| | <p>ます。資料を振り返る際の参考としていただきますようお願い申し上げます。令和5年度におけます国民健康保険税の税率等の改定につきましては以上でございます。どうぞご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。</p> |
| 尾崎会長 | <p>どうもありがとうございました。それでは委員の皆様方からご質問、または保険税率改定等についてのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>それでは伺います。令和5年度の東京都への納付金が26億8,693万9,517円。令和4年度からさらに1億円弱、上がっておりますが、この理由はどういうところにあるのでしょうか。</p> |
| 尾崎会長 | <p>お願いします。</p> |
| 岩野課長 | <p>令和5年度納付金が令和4年度に比べまして、約1億弱値上がりしている主な要因になりますが、納付金につきましては3つの要素で、形成されております。1つが医療分に関わること、2つ目が後期高齢者制度への支援金として、3つ目が介護保険制度への支援として、この3つの要素で構成されてございます。今回値上がりしている要因といたしましては、令和4年度の納付金と比較いたしまして、医療分が約4,600万円の増。後期高齢者支援制度への支援金分、こちらが約5,200万円の増でありますので、この2つを合わせた額がおおよそ増分の要素になっているところでございます。以上でございます。</p> |
| 尾崎会長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 委員 | <p>それではこの納付金の被保険者一人当たりに換算すると、いくらぐらいになるのでしょうか。また、それは昨年度と比べてどれくらい上がる形になるのでしょうか。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>尾崎会長 岩野課長</p> | <p>どうぞ。</p> <p>お一人当たりの納付金額ということで質問いただきました。被保険者数につきましては、令和4年度の税率改定の諮問をさせていただいた時の被保険者数が17,579人になります。令和4年度の納付金をこの17,579人で割りました一人当たりの納付金額は、約147,000円となります。令和5年度は被保険者数の見込みといたしましては、16,952人の見込みでございます。この令和5年度の納付金を16,952人で割り返しますと、約158,000円となっております。令和4年度は約147,000円、令和5年度が約158,000円で、一人当たりでは約11,000円の増となっております。以上でございます。</p> |
| <p>尾崎会長 委員</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>質問ではないのですが、昨年度に引き継いで令和5年度は東京都への納付金が過去最高額になるわけであります。一方で、被保険者数は過去最低になっていて、一人当たりの納付金額も大幅に増加しております。令和4年度よりも状況が非常に深刻であると認識をしております。市長会や市単独でも東京都に対する財政支援の要望を引き続き行っているとのことですので、本当に東京都にはこの現状についてしっかり認識していただきたい。こう考える次第であり、また何かしらの対応策をとっていただきたいと願う次第でございます。国保の構造的な課題の解決については、現在、一自治体の努力ではどうにもならない状況になっているのではないかと判断をせざるをえないと考えております。令和4年度は新型コロナの感染拡大が著しく、また、現在の第8波も予断を許さない状況であります。や</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>はりその国民皆保険の土台となっている国民健康保険の大切さは、皆様も認識していただいているものと考えます。厳しい中にありますが、国保の制度を安定的に運用するためにも、国民健康保険の財政の健全化というのは計画通りに進める必要があるのではないかと考える次第です。今回、市では一人当たりの改定額を令和4年度と同一とする案を示しました。基金を令和4年度よりも積極的に保険是正のために活用し、新型コロナの保険税減免を引き続き実施される考えを示されました。また、物価高騰の影響のある中で、生活困窮者への対応策としての保険税減免や窓口一部負担金の徴収猶予、減免も実施し、様々な対策をしておられるという点については、ある程度評価をしております。保険税の応益割を抑えるなか、中・低所得者への配慮も可能な限り行っておりますので、今回の改定については、私個人としては諮問のとおり、これはやむを得ないものと考えざるを得ないと思います。以上です。</p> |
| 尾崎会長 | <p>貴重なご意見ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。</p> |
| 尾崎会長 | <p>(意見なし)</p> <p>なければ色々なご意見ありましたけれども、いただいたご意見を踏まえながら、答申の案をまとめていきたいと思っております。また、なかなか今日1日の短時間の説明ですぐに意見や質問をとすることは難しいと思っておりますので、今回の諮問の内容につきまして、持ち帰られた後で精査していただきまして、何かご意見ございましたら、遠慮なく事務局までご連絡をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。また答申の案をまとめる兼ね合いもありますことから、1週間後の1月24日の火</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>岩野課長</p> | <p>曜日までをお願いしたいと思います。</p> <p>次回は1月31日に開催いたします。そこで運営協議会としての答申案を最終的に委員の皆様にお諮りいたしますので、よろしくをお願いいたします。よろしければ、本日の「日程第1 国民健康保険税の税率等の改定及び出産育児一時金の支給額の引上げについて（諮問）」を終了とさせていただきます。</p> <p>次に、「令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（報告）」を、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>続きまして、「日程第2 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご報告申し上げます。</p> <p>右上に議題2と記載がございます資料をご覧ください。こちらA4横の資料になります。まず、全体の補正額でございます。表の一番下の歳入合計欄及び歳出合計欄の補正額の欄でございます。歳入歳出それぞれ、161万7千円の増額となっております。</p> <p>初めに、左側の表、歳入でございます。第4款、都支出金は、370万7千円の増額で、結核・精神医療給付金及び傷病手当金の増額補正に充てる交付金の増額でございます。結核・精神医療給付金分で170万7千円、傷病手当金分で200万円の増額となります。いずれも、今年度の決定件数が見込みよりも増加していることから、増額補正をするものでございます。</p> <p>第6款、繰入金は、人事異動等によります職員人件費の減額補正でございます。</p> <p>以上のようにいたしまして、歳入の補正額として、161万</p> |
|-------------|--|

| | |
|------|---|
| | <p>7千円を増額したものでございます。</p> <p>次に右側の表、歳出でございます。第1款、総務費は209万円の減額補正で、先ほどご説明いたしました人事異動等によります職員人件費の減額によるものでございます。</p> <p>第2款、保険給付費は、370万7千円の増額補正で、先ほど、歳入の4款、都支出金でご説明いたしました結核・精神医療給付金及び傷病手当金の件数増によるものでございます。</p> <p>第6款、諸支出金につきましては、表外の※印のところをご覧ください。6款諸支出金では、東京都への保険給付費等交付金の返還金659万3千円を同じ6款諸支出金の基金費より支出したため、6款補正額としては0円となりますが、同じ款内での予算補正を行っておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上のようにいたしまして、歳出の補正額は、161万7千円を増額したものでございます。</p> <p>これによりまして、補正後の歳入歳出それぞれの予算総額は、91億3,281万2千円となりました。この第2号補正予算につきましては、12月の議会に上程いたしまして、承認をいただいております。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 尾崎会長 | <p>どうも説明ありがとうございました。このことにつきまして、ご質問の方よろしく申し上げます。いかがでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 尾崎会長 | <p>よろしいですか。ないようですので「日程第2 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(報告)」を終了とさせていただきます。</p> <p>次に、「日程第3 その他」として、事務局から何かござい</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>岩野課長</p> | <p>ますか。</p> <p>その他といたしまして、次回の開催日程に関連するところでございます。次回につきましては、1月31日（火）午後1時30分より、会場は第1、第2会議室にて答申案に係る審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。ご意見等ございましたら、1月24日火曜日までに、文書、お電話方法は問いませんので、事務局までご連絡いただければと思います。以上でございます。</p> |
| <p>尾崎会長</p> | <p>どうもありがとうございました。それでは皆様からその他何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> |
| <p>尾崎会長</p> | <p>なければ、これをもちまして「日程第3 その他」を終了とさせていただきます。</p> <p>それでは以上を持ちまして、本日の日程をすべて終了とさせていただきます。これにて、本日の運営協議会は、閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> |